

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（620）」

2. 日時：平成29年7月31日 13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、安達安全審査官、郡安技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木調査担当部長 他7名

5. 要旨

（1）原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社に対して、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」の審査資料の記載における、遡上解析に使用する海域地形データの設定条件、基準津波の引き波による水位低下時において海水ポンプの取水機能を維持できるとする設計方針等について、事実確認を行った。

（2）原子力規制庁から、今後必要に応じて指摘等行っていく旨伝えた。

（3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成29年6月16日提出資料と同じ）

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について